

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5		府省庁名 <u>経済産業省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	非FIT電源に係る非化石証書の取引における税制上の所要の整備		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>小売電気事業者等が電気の販売に応じて使用した非FIT電源由来の非化石証書（以下、非FIT非化石証書という）に係る費用。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、非FIT非化石証書の買手である小売電気事業者等が、当該証書を電気の販売に応じて使用した費用（非化石証書購入費）を収入金額から控除するよう、非FIT非化石証書の取引に係る税制上の所要の整備を行う。</p>		
関係条文	地方税法第72条の24の2、地方税法施行令 第22条		
減収見込額	[初年度] (—)	[平年度] (—)	[改正増減収額] (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 非FIT非化石証書の取引拡大をより一層円滑に進め、エネルギー供給高度化法に基づく非化石エネルギー源の利用拡大に寄与すること</p> <p>(2) 施策の必要性 非化石電源由来の電気が保有する非化石価値を証書として顕在化させ、小売電気事業者が取引できるようにする非化石価値取引市場を平成30年5月に創設。現在、当該市場において、固定価格買取制度による電源に係る非化石証書について取引されているところ。 非FIT非化石証書については、平成31年度以降に発電された電気に相当する非化石証書を市場取引対象とすることを目指し制度設計を進めている。 このため、非FIT非化石証書の取引の普及を阻害しないよう、当該証書の取引に係る税制上の所要の整備を行う必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			
		ページ	5 - 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス
	政策の達成目標	非 FIT 非化石証書の取引拡大をより一層円滑に進め、エネルギー供給高度化法に基づく非化石エネルギー源の利用拡大を阻害しないようにすること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久処置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	高度化法上エネルギー供給事業者として規定されている電気事業者（小売電気事業者等約500者）が適用対象となる。
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	平成31年度分より取引開始する非 FIT 非化石証書の普及を阻害しないよう、当該証書の取引に係る税制上の所要の整備を行う。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	平成31年度分より取引開始する非 FIT 非化石証書の普及を阻害しないよう、当該証書の取引に係る税制上の所要の整備を行う。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—